

平成29年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

平成30年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成29年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	6
(3)	法教育の推進	11
(4)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (高齢・障害犯罪者に関する総合的研究)	15
(5)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (窃盗事犯者に関する研究)	16
(6)	検察権行使を支える事務の適正な運営	17
(7)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	25
(8)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	29
(9)	医療観察対象者の社会復帰	34
(10)	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	38
(11)	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	48
(12)	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	55
(13)	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	61
(14)	法務行政における国際協力の推進	68
(15)	施設の整備 (熊谷拘置支所整備等事業)	76
(16)	施設の整備 (郡山第2法務総合庁舎整備等事業)	77

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（公共の

安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

- (1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等**（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

8 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

10 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

- (1) **人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

- 12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29-(1))

評価実施時期：平成32年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策立案・情報管理室，民事局総務課，刑事局総務課

(平成30年 8 月は中間報告)

施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁)		政策体系上の位置付け I-1-(1)
施策の概要 (事業の概要)	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。		
予算額	平成29年度予算額： 127,738千円	評価方式	総合評価方式
施策評価の結果の概要	<p>【民事関係】 ○「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」 民法のうち債権関係の規定について，保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備や定型約款に関する規定の新設など，約120年間の社会経済の変化への対応を図るとともに，民法を国民一般に分かりやすいものとする等の観点から改正を行うことを内容とするものであり，平成29年5月26日に成立した。</p> <p>【刑事関係】 平成29年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば民事執行法の規定について，債務者財産の開示制度の実効性を向上させ，不動産競売における暴力団員の買受けを防止し，子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなどの見直しを図ったり，会社法制について，近年における社会経済情勢の変化等を踏まえ，株主総会における手続の合理化，役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備，社外取締役を置くことの義務付けなど，企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討した上，当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行うなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成30年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていく。</p> <p>【刑事関係】 企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行う。</p>		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29- (2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け： I - 2 - (2)) (評価書11頁)					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」(以下「推進会議決定」という。)において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	30,327	19,663	19,426	9,492
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	30,327	19,663	19,426	
執行額(千円)	28,776	19,163	17,598			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○法曹養成制度検討会議¹取りまとめ(平成25年6月26日) ○法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定) ○法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定) 					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 ² の取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや，推進会議決定においては，今後も，法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ，法務省において，そのための環境を整備するとされた。</p> <p>法務省においては，推進会議決定を踏まえ，文部科学省と連携し，最高裁判所や日本弁護士連合会等の関</p>		

係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会³（以下「連絡協議会」という。）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体、企業等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士を海外に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国（シンガポール、インドネシア及びタイ）についても、他の国内機関が公表する類似情報との差別化を図るためアップデート調査を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	—	—	2,991	10,166	10,270
2 法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 ⁴ 」閲覧件数（件）	—	—	—	7,116	10,441

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

○「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」：平成28年7月

測定指標	平成29年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する検討等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

平成29年度は連絡協議会を3回開催し、①法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口の在り方に関する各種データ、③司法試験及び司法試験予備試験の合格状況等、④司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する法曹の経済状況調査の結果、⑤法学部生を対象とする法曹志望に関する調査の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

なお、推進会議決定で、法務省において検討すべき事項として掲げられていた司法修習生に対する経済的支援に関しては、平成29年4月19日、法曹人材確保の充実・強化等の推進を図るため、司法修習生に対し、

修習給付金を支給する制度の創設等をする改正裁判所法（平成29年法律第23号）が成立し、同年11月1日から施行されている。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	—	—	2,991	10,166	10,270

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○ 「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定（平成27年6月）においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ（平成27年5月）を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省においては、連絡協議会をおおむね3～4か月に1回開催しているところ、平成29年度においては、同年5月及び平成30年2月の各連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大（自治体、企業）を取り上げ、協議会の概要や資料等を法務省ホームページに掲載している。また、アジア諸国に弁護士を派遣するなどし、現地の法運用等の調査を新規に行ったほか、既に調査が終了している国のアップデート調査を行い、これらの結果を法務省ホームページに掲載している。これらにより、有益な情報が広く共有されたといえることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、平成29年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、同年5月、同年10月及び平成30年2月の3回にわたり連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータなどについて報告・意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。そのほか、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計6回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っていること、文部科学省と共同して法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の実施・検証を行うなどの取組も行っていることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>（取組の有効性、効率性等）</p>	

【測定指標 1 及び 2 関係】

測定指標 1 及び 2 については、『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、測定指標 1 との関係では、平成29年度開催の連絡協議会において、2回にわたり法曹有資格者の活動領域の拡大について重点的に取り上げた上、それらの資料等を法務省ホームページに掲載したほか、海外調査の結果についても同様に法務省ホームページに掲載しているところ、各ホームページへのアクセス件数が年間1万件を超えており、有益な情報が広く共有され、法曹有資格者の活用に向けた環境整備が図られたといえることから、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標 1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、平成30年度も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

【測定指標 2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成30年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成30年7月10日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用した資料等
- ・法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html]）
 - ・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html]）

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】
引き続き、所要の経費の要求を行った。

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	----------------	----------	-----------

*1 法曹養成制度検討会議 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00001.html)

*2 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html)

*3 法曹養成制度改革連絡協議会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html)

*4 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html)

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29- (3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書25頁)					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,387	9,638	20,982	22,051
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	14,387	9,638	20,982	
執行額(千円)	5,963	6,264	16,468			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ・Ⅲ-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の

在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に関する協議等を行い、小学生向け視聴覚教材を作成した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 協議会等の開催実績（回）	5	7	5	8	10

測定指標	平成29年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について、法務省関係機関において多数実施するとともに、更なる利用の促進を図るため、学習の目的や授業内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し、教育関係機関等に配布した。併せて、法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。

その他、法の日週間記念行事において法教育関連イベントを実施し、併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2 法教育授業実施回数（回）	2,992	3,325	2,947	3,167	3,553

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）目標達成 ----- （判断根拠） 測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。 測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 法教育の推進のため、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施	

策を実施していくことが求められる。

同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議、情報交換等を行い、互いの理解を深めた。

さらに、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に向けた協議等を行い、小学生向け教材を作成しており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標 2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、法務省職員が教職員向け研修等に講師として参加し、法教育授業の実践に向けたガイダンスを行うとともに、法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて法教育授業を実施している。さらに、法務省職員による法教育授業の更なる利用促進のため、法教育授業の目的や内容を分かりやすくまとめた広報用資料を教育関係機関等に配布し周知を図ったほか、法の日週間記念行事等において法教育関連イベントを実施するなど、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じた広報活動を行っている。加えて、法教育マスコットキャラクターを活用し、幅広い層に対して法教育の意義や重要性を伝えるための広報活動を実施しており、目標を達成することができたと評価することができる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成30年7月10日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
〔意見〕

	<p>法教育の受け手である児童・生徒を対象とした、法教育教材についてのアンケートを実施するなどして、教材の評価を把握し、必要に応じて改訂等を検討すべきではないか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>法教育教材の作成過程で試行授業を実施し、児童・生徒の反応を確認して教材内容を修正等しており、受け手側の反応も踏まえた教材作りを行っている。教材作成後は、学校現場における法教育の実践状況調査を行うなど、受け手側の評価も踏まえた各種取組の実施について検討したい。</p>
--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「学校現場における法教育の実践状況調査」 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html) を参照</p> <p>「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照</p>
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>旅費等について、執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	----------------	----------	-----------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

平成29年度政策評価書要旨

（法務省29-（4））

評価実施時期：平成30年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究） （評価書30頁）	政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （I-3-(1)）
施策の概要 （事業の概要）	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
予算額	平成26年度予算額： 861千円 平成27年度予算額： 7,017千円	評価方式	事業評価方式
施策評価の結果の概要	<p>近年，刑事司法の各段階における高齢者・精神障害者の人員が増加しており，「再犯防止に向けた総合対策」においても，高齢者・障害者に対する指導・支援が重点施策として掲げられるなどしている。したがって，高齢者・精神障害者の犯罪の動向や実態，再犯状況，再犯防止対策の現状や課題等を明らかにすることを目的とした本研究は，法務省の重要施策である再犯防止施策と密接に関連し，早急に実施する必要がある研究である。本研究に用いたデータの入手方法は，公開されている統計資料のほか，主として，法務省機関の協力により入手したものであり，その分析方法も，犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって，既存の設備・備品等を活用して行うものであったから，本研究の研究手法は，研究目的を達成するに当たり，費用対効果の観点から十分に合理的である。本研究の研究成果は，研究部報告56「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」として刊行されたところ，実務家のほか研究者にとっても分かりやすいものとなっている。本研究は，その研究成果の一部が「再犯防止推進計画」の策定過程において資料として活用されるなど，施策立案の参考とされたほか，本研究の知見も踏まえ，高齢犯罪者に関する公開シンポジウムを開催した。また，高齢者等による犯罪の実態等に関する直近の基礎研究として，マスコミ等にも参照されている。</p> <p>上記のとおり，本研究は，必要性，効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ，評点の合計点は70点中70点であったことから，評価基準第3の3に基づき，「大いに効果があった」と評価できる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>委員からは，本研究の結果を踏まえ，罪を犯した高齢者及び精神障害者の刑事手続の運用や，処遇の在り方，再犯防止に関して効果的な方策に関する提言や対応が必要ではないかとの指摘を受けた。高齢者及び精神障害者の刑事手続の運用や処遇の在り方，再犯防止に関しては，法務省の関係部局のみならず，厚生労働省等の他省庁や地方公共団体とも連携して取り組んでいるところであって，今後，様々な運用や対応の在り方を総合的に検討していくこととする。</p>		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	3-1-(2)高齢者又は障害者に対する指導及び支援 3-3-(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

平成29年度政策評価書要旨

（法務省29-（5））

評価実施時期：平成30年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（窃盗事犯者に関する研究） （評価書45頁）	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究 （I-3-(1)）	
施策の概要 （事業の概要）	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
予算額	平成26年度予算額： 582千円 平成27年度予算額： 1,424千円	評価方式 事業評価方式	
施策評価の結果の概要	<p>窃盗事犯者は，再犯防止対策上の重要課題であり，「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており，実施の必要性が極めて高い研究である。研究の手法等は，実務経験を有する者が，公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し，統計的に適切な分析手法によるものであって，窃盗事犯の初犯を中心に，その実態を明らかにし，犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供するという本研究の目的は十分達成し得るものである。また，特別な支出を要しないものであって，費用対効果の観点からも十分に合理的である。本研究の研究成果は，平成26年版犯罪白書特集のほか，研究部報告57「窃盗事犯者に関する研究」として公刊されたところ，その記述内容も，図表を豊富に使用しつつ，検証可能な形で調査データを提示し，分析の根拠や内容を平易に記載しており，成果物は，実務家のほか研究者にとっても分かりやすいものとなっている。また，成果物は法務省ホームページにおいて一般に公開されていることから，今後，地方公共団体が地域の実情に応じた再犯防止施策を立案・実施する際にも活用し得るものであるほか，大学等において同種問題を調査研究する際に主要な先行研究として参照し得るなど，マスメディア等も含め広く国民に窃盗事犯に関する基礎的な知見を提供するものである。</p> <p>上記のとおり，本研究は，必要性，効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ，評点の合計点は70点中67点であったことから，評価基準第3の3に基づき，「大いに効果があった」と評価できる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>委員からは，窃盗に及ぶ原因に関し，所得や貧困等の社会情勢，本人の知的能力等との関係から見た分析が必要ではないかとの指摘を受けた。今回の研究でも，動機に関する分析を行い，特に高齢女性において収入や家族がありながら万引きを繰り返す者がいることも明らかになったため，社会的孤立等の方が問題と考えているところであるが，再犯防止の観点からは，様々な要因ごとの検討を引き続き行う必要があり，今回の研究結果も，そのための資料として活用していく。</p>		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議）	第3-1-(1)少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援 第3-3-(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29- (6))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)) (評価書60頁)					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪¹⁾が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法²⁾及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の知識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,465,886	3,305,384	3,373,731	3,142,750
		補正予算(b)	304,942	114,172	478,638	—
		繰越し等(c)	△281,643	281,643	△315,860	/
		合計(a+b+c)	3,489,185	3,701,199	3,536,509	
執行額(千円)	3,253,034	3,348,337	3,444,211			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ○第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ³⁾ Ⅴ-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾ Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み、サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし、サイバー犯罪及び独自捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修 ⁵⁾ を実施した。		

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する講義・実習のほか、警察庁情報技術犯罪対策課や警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）⁷を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	100.0	100.0	92.0	100.0	100.0
2 デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	95.0	98.3	95.0	100.0	100.0
3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	96.6	92.0	98.0	100.0

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成29年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁸及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。</p> <p>研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、警視庁職員による第3次犯</p>		

罪被害人等基本計画の概要等についての説明，臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義，各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション，最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	91.3	95.0	94.9	93.6	88.5

測定指標	平成29年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため，地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し，これまでに培ったネットワークや経験を活用して，全国の検察庁において広報活動を実施した。また，法教育の重要性が高まっていることから，教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか，一般市民や企業等を対象とした講演会，説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,158	1,069	1,029	1,121	1,104

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1，2，3は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標3について，目標を達成することができた。また，測定指標1及び2について，目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって，本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p>	

平成29年10月16日から同月20日までの5日間、地方検察庁の検事26名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成29年6月26日から同月30日までの5日間及び同年11月13日から同月17日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅰを実施し、平成29年11月13日から同月15日の3日間、同月28日から同月30日までの3日間、同年12月11日から同月13日までの3日間及び平成30年1月23日及び同月24日の2日間の4回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）を実施した。

ネットワークフォレンジック研修では、東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義や事例検討会等を実施した。

デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）では、対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、136名全員（ネットワークフォレンジック研修26名、デジタルフォレンジック研修Ⅰ60名、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）50名）から回答を得ることができた。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では26名全員（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（100パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、60名全員（100パーセント）が「概要については理解した」（65.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（35.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅱでは、50名（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（66.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（34.0パーセント）と回答した。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成29年10月4日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者78名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義、警視庁職員による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による刑法の一部を改正する法律に関する説明等がなされた。

そのほか、平成28年度に引き続き、研修員、刑事局職員、上記警視庁職員及び被害者支援団体職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、78名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、69名（88.5パーセント）が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「最高検及び刑事局から、検察庁における被害者支援活動を行う上で身に付けておかなければならない法律改正や制度の拡充経緯などをまとめた資料の配付や講義を通じて最新の情報を入手できるほか、部外講師による講義も地元

では拝聴できない内容であったので、大変有意義であった。」「被害者支援制度については、充実した制度に変わってきているため、その説明を受けることによって今後の被害者対応に活用できる。」「部外講師の講義は、被害者の心情等について、検察庁とは異なった視点からの切り口で説明していただき大変参考になりました。フリーディスカッションでは、他庁の実情・活動状況、相談員の経験談を知ることができ、経験の浅い自分にとって良きアドバイスともなり、今後の支援対応に活かしていきたいと思っています。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成29年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,104回であり、活動への参加人数は合計3万961人であった。実施回数は昨年度実施件数とほぼ同数であるが、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が131回、参加人数は5,259人と、数多くの広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1, 2, 3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成28年度行政事業レビューにおいて、「各経費について事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成29年度予算概算要求額を前年度比約6,400万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none">1 実施時期 平成30年7月10日2 実施方法 会議3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 ネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修について、より多くの検察庁職員が参加すべきものであるなら、研修参加人数等を測定指標として定量的に把握すべきではないか。 〔反映内容〕 検察庁職員全員がサイバー犯罪等の捜査・公判に関わっているわけではなく、同研修の必要性は職員個々の業務との関連で判断することになる上、予算的な制約、講師をつとめる検察庁職員の負担、さらには、日々全国の検察庁で捜査・公判活動等に従事する研修員が研修で不在にする間の各庁の業務負担を考慮すると、慎重に検討する必要があると考えている。 もっとも、ネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修のいずれについても、対象者を可能な限り増やしてきたところであり、引き続き、研修の充実に努めたい。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>グループウェア機能・セキュリティ対策に係る機器及びソフトウェアについて、平成30年度にリース期間が満了するものの、再リースにより、リース料の削減を図っており、平成31年度予算概算要求においても、再リースにより、リース料の削減を図った。</p> <p>また、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行い、経費の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成30年 8月
-------	-------------	----------	----------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したものの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）

V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)⁹等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 ネットワークフォレンジック研修

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。

なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用

する技法や手法のことをいう。

*6 デジタルフォレンジック研修Ⅰ

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更した。

*8 被害者支援員

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成29年度政策評価要旨

(法務省29- (7))

施策名	矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(1)) (評価書108頁)					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・ 刑事施設²の総合警備システム³を更新整備する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	5,339,428	6,180,263	6,374,053	6,440,989
		補正予算(b)	1,653,690	1,377,528	1,324,467	—
		繰越し等(c)	987,621	△254,680	△784,674	/
		合計(a+b+c)	7,980,739	7,303,111	6,913,846	
執行額(千円)	7,281,588	7,098,398	6,806,598			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条⁴等 ○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条⁵等 					

測定指標	目標（平成26年度～平成29年度）	達成			
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。					
参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 同訓練の参加者数(人)	343	343	343	346	353
3 同訓練参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	96.2	97.4	95.9	98.3	98.6

測定指標	目標値(平成26年度～平成29年度)					達成
	26年度	27年度	28年度	29年度		
2 総合警備システムの更新整備施設数(施設)						おおむね達成
	14	14	22	14		
	基準値	実績値				
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	—	22	14	7	15	15

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠) 測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らし、主要なものである。測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の98.6パーセントが「有意義」と回答しており、隊員各々が自己の職務執行力の向上を実感できたと思えることができ、測定指標2については、27年度及び28年度において、実績値が目標値を下回っているものの、総合警備システムは、年度ごとの計画の中で、老朽化(耐用年数)が進んでいる施設を優先的に更新しており、目標について「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	<p>【測定指標1】</p> <p>札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計353人)において、平成29年9月から同年12月までの間、それぞれ5日間の日程で、大規模震災等の非常事態の発生、被収容者による逃走、暴動・騒じょう、施設襲撃等を想定し、非常動員赴援訓練、総合防災訓練、拳銃、警備用具の使用訓練、特別警備活動訓練、消防訓練、救急法、警備研究討議等の様々な訓練を行った。</p> <p>また、本訓練は、仮に刑事施設自体が被災した場合において、被収容者への食事給与等は欠かせないものであるところ、一部の訓練においては、専門分野の指導者(消防士等)を招へいするなどして、防災訓練等の実践的かつ実務的な訓練を実施するなど、有事の際の保安警備の観点からも、非常に有意義な訓練である。</p> <p>さらに、同訓練の結果、平成23年に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震の際に、飲食物の提供や風呂の提供等の救援活動を積極的かつ円滑に行うことができるなど、訓練の成果は対外的な側面においても生かされている。</p> <p>以上のとおりであるところ、管区機動警備隊集合訓練終了後の各隊員353人に対するアンケートに</p>

において、「有意義であった」旨を回答した者が98.6パーセントであったことからすれば、同訓練を通じて、多種多様な技能を身に付けさせることができ、保安警備に係る職員の職務執行力の強化を図るという目標を達成したといえる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に指導するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効的かつ効率的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標 1, 2】

刑事施設においては、「被収容者の身柄の確保」、「保安事故の防止」及び「規律秩序の維持」を目的とし、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦として、厳重な保安警備体制が要請されており、加えて、昨今、国民の注目度が高い「再犯防止」を図るための適切な処遇を行うためには、平穏な状態を維持することは重要であることは言うまでもない。仮に、保安事故が発生したとしても、いち早く、平時の状態に回復することが刑事施設あるいはそこで勤務する刑務官に求められている。

一たび、重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための管区機動警備隊集合訓練を充実させ、あらゆる危機場面を想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があるといえる。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成30年7月10日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 なし</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。</p>
----------------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	---

担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	---------------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29- (8))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2)) (評価書112頁)					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ² における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	47,659,973	46,333,848	45,480,904	44,020,708
		補正予算(b)	0	299,408	85,907	-
		繰越し等(c)	266,208	0	△85,907	
		合計(a+b+c)	47,926,181	46,633,256	45,480,904	
執行額(千円)	47,525,233	46,431,566	44,771,586			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(2)③(施設内処遇を通じた取組等)³ ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保⁴ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進⁵ ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)3 再犯防止につながる仕事の確保⁶ 					

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	28年度		29年度			
1 刑事施設における職業訓練の充実度 (受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率) ※PFI刑務所 ⁷ は、その他の刑事施設と異なり、民間業者が職業訓練の実施主体であることから、両者を区別して取り扱っている。	対27年度増		対28年度増			達成
	基準値	実績値				
	27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職業訓練受講者数(人)	4,770	3,710	3,977	4,770	5,317	5,468
職業訓練受講率(%)	9.2	6.7	7.4	9.2	10.6	11.6

職業訓練の修了者数（人）	4,204	3,267	3,529	4,204	4,755	4,888
資格免許等の取得者率（％）	88.5	88.2	89.1	88.5	89.4	90.5
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
受刑者数（人）	55,750	53,687	51,858	49,930	47,126	

測定指標	年度ごとの目標値						達成
	28年度			29年度			
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合	対27年増			対28年増			達成
	基準値	実績値					
	27年	25年	26年	27年	28年	29年	
就労支援実施人員の割合（％）	14.5	10.3	12.2	14.5	15.4	18.1	
参考指標	実績値						
	25年	26年	27年	28年	29年		
就労支援実施人員（人）	2,721	3,005	3,413	3,529	3,989		
刑事施設出所者数（人）	26,535	24,684	23,566	22,947	22,025		

測定指標	年度ごとの目標値						達成
	28年度			29年度			
3 少年院における就労支援実施人員の割合	対27年増			対28年増			達成
	基準値	実績値					
	27年	25年	26年	27年	28年	29年	
就労支援実施人員の割合（％）	20.8	18.3	19.0	20.8	20.6	22.8	
参考指標	実績値						
	25年	26年	27年	28年	29年		

就労支援実施人員（人）	724	689	683	631	656
少年院出院者数（人）	3,948	3,630	3,286	3,068	2,882
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	73.6	74.9	76.0	77.2	78.7

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2及び3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>全ての測定指標について、目標を達成することができた。</p>
	施策の分析	
	<p>（達成手段の有効性、効率性等）</p> <p>刑事施設における職業訓練については、出所後の就労は再犯率の改善に大きく寄与することに鑑み、社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入やその拡充を進めているところ、資格免許等の取得者率の実績は0.5ポイント上昇し、職業訓練受講者数、同受講率及び同修了者数といった他の目標についても上昇しており、受刑者に対して必要な職業訓練受講の機会の拡充が認められる。（平成29年度速報値ベース）</p> <p>また、刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く受刑者に対し、就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、具体的な求職活動の指導を行っているところ、刑事施設における就労支援実施人員の割合は18.1パーセント（平成29年度速報値ベース）となっており、一定の効果を上げていると認められる。</p> <p>さらに、少年院における就労支援については、原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効かつ効率的に実施されている。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	
<p>【施策】</p> <p>更に被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、現在の目標に加え、受刑者の特性に応じた指導の実施状況についても評価の対象とする。</p> <p>【測定指標1】</p> <p>職業訓練受講率は上昇しており、今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>再入所者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡充を図っていく。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>出院者に占める就労支援実施人員の割合は増加しており、今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。</p>		

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成30年7月10日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 本施策の目標である「出所（出院）後の就労の安定」は、本報告書記載の指標では測定できないのではないかと。</p> <p>〔反映内容〕 本報告書記載の指標は、施策の最終目的である出所（出院）後の就労の安定を直接測定するものではないが、いずれも就労の安定につながる施策の充実度を測定する指標であると認識している。</p> <p>なお、本施策の平成30年度事後評価の実施に関する計画においては、施策の目標を見直し、達成すべき目標を「被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰」に改め、測定指標「刑事施設における職業訓練の充実度」の指標内容を変更し、測定指標「刑事施設における就労支援実施人員の割合」については、就労支援人員のうち、在所中に就職内定を得た人数を参考指標として新たに加えるなどしている。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成25年4月1日～平成30年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成25年4月1日～平成30年3月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」※平成29年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※平成29年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>職業訓練について、社会の雇用ニーズ等を踏まえた見直しを行い、受刑者就労支援に係る経費の削減を図った。</p> <p>また、非常勤職員保険料等の見直しを行い、地域生活定着支援に係る経費の削減を図った。</p> <p>さらに、収容人員見込みの精査及び少年施設炊事業務の合理化等を行い、被収容者関連経費の削減を図るとともに、就業人員見込みや償還人員見込みの精査を行い、被収容者作業報奨金に係る経費や留置施設の維持管理に係る経費の削減を図った。</p>
-----------	--

<p>担当部局名</p>	<p>矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>
--------------	---------------------------	-----------------	----------------

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3-2（2）

③（施設内処遇を通じた取組等）

少年院・少年刑務所において，勤労意欲を高め，職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか，社会復帰に資する就労支援を行う。また，少年院において，修学の意欲を高めるため，高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

*4 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-（2）-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに，離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか，刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか，ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*6 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定 3 再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くは，基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず，粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか，前歴そのものによる就労上の制約があるなど，様々な課題を抱えている。そのため，矯正施設収容中から，就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに，これらを活かして出所後直ちに就労できるよう，矯正施設，保護観察所，ハローワーク等が連携し，具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

*7 PFI手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター，加古川刑務所及び東日本成人矯正医療センターの総称

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29- (9))

施策名	医療観察対象者 ¹⁾ の社会復帰 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2)) (評価書118頁)					
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。					
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察 ²⁾ を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	255,353	246,394	252,566	256,771
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	255,353	246,394	252,566	
執行額(千円)	229,090	220,860	223,652			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)					

測定指標	目標値(平成26年度～平成29年度)				達成
	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 ³⁾ (医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(%)	23.5%	24.4%	24.4%	24.4%	おおむね達成
	23年度～25年度の平均値超	24年度～26年度の平均値超(ただし、本平均値が26年度の目標値よりも低い場合は、26年度の目標値超。)	25年度～27年度の平均値超(ただし、本平均値が27年度の目標値超。)	26年度～28年度の平均値超(ただし、本平均値が28年度の目標値よりも低い場合は、28年度の目標値超。)	

	基準値	実績値				
	一年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	—	22.0%	24.8%	22.8%	22.7%	26.2%
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 ケア会議 ⁴ の開催回数（回）	2,860	3,180	3,484	3,758	3,666	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標は1つであり、達成すべき目標に照らし、主要なものである。</p> <p>測定指標について、目標をおおむね達成することができた。したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>測定指標である「精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合」は、「社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合」を表しており、平成20～24年度までの5年間は、平均20.0%であったところ、平成25～29年度は、平成25年度の実績値22.0%をその後は上回り、平均23.7%となるなど一定程度の水準で推移しており、そのうち2回は目標値を超えていることから、目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p>（達成手段の有効性・効率性等）</p> <p>医療観察対象者の社会復帰を促進するためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適切かつ円滑に実施する必要がある。そのため、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。また、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議を開催して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めながら、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。</p> <p>目標をおおむね達成することができた主な要因としては、平成25年度以降、医療観察対象者に対する処遇を標準化するためのマニュアルの導入や、精神保健観察を的確に実施するために必要なアセスメントツールの開発・実施、社会復帰調整官に対する研修の充実強化による処遇技術の向上などにより、地域社会における処遇がより適正かつ円滑に実施されるようになり、医療観察対象者の社会復帰の促進が更に適期に図られるようになったことが挙げられる。そのほか、ケア会議の開催回数も増加傾向にあることから、関係機関相互の緊密な連携の確保が図られ、その協力体制の整備が進んでいることも、医療観察対象者の社会復帰の促進に寄与しているものと考えられる。</p> <p>以上のことから、本取組は、医療観察対象者の社会復帰に有効であるといえる。</p>	

なお、平成29年度行政事業レビューの結果を受けて、自動車のリース料等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するよう、現在の目標を維持し、引き続き、本取組を推進していく。

【測定指標】

社会復帰を果たしたと評価できる医療観察対象者の割合は、地域社会における処遇の充実強化等により一定程度上昇すると考えられることから、引き続き、現在の指標を維持しつつ、精神保健観察の更なる適正実施のための方策の検討や関係機関の協力体制の整備を図るなどして、医療観察対象者の社会復帰を促進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合並びにケア会議の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 謝金や旅費等について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図った。
----	---

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦性交等、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は、その通院期間中、精神保健観察に付されることとされ、保護観察所は、当該対象者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、その者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り、継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている（医療観察法第106条）。

*3 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めことができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており（医療観察法第54条第1項）、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29-(10))

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1)) (評価書122頁)					
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,169,613	2,076,942	2,357,242	2,056,954
		補正予算(b)	123,476	368,258	596,675	—
		繰越し等(c)	38,783	△3,294	△539,999	
		合計(a+b+c)	2,331,872	2,441,906	2,413,918	
執行額(千円)	2,322,674	2,433,938	2,406,291			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3}</p> <p>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4}</p> <p>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5}</p> <p>○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6}</p> <p>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7}</p> <p>○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9}</p> <p>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10}</p> <p>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11}</p> <p>○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*12}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13}</p> <p>○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14}</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）^{*15}</p> <p>○サイバーセキュリティ2017（平成29年8月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*16}</p> <p>○第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月20日）^{*17}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）^{*18}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策</p>					

測定指標	平成29年度目標	達成				
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成				
施策の進捗状況（実績）						
観察処分 of 適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。						
参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	20	21	25	27	29
	施設数	27	56	33	27	30
	動員数（人）	554	808	555	523	572

測定指標	平成29年度目標値	達成					
2 地域住民との意見交換会の実施回数	45回以上実施	達成					
	基準値	実績値					
	○年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	—	51	45	46	41	51
	過去5年の平均実施回数	—	43.2	44	45	45	46.8

測定指標	平成29年度目標	達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国	達成

		民に適時適切に提供する。				
施策の進捗状況（実績）						
収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。						
参考指標		実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	241,486	402,213	346,365	408,252	541,809
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	-	2,873,829	2,716,924	2,889,929	4,789,488

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>全ての測定指標で目標を達成したことから、施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成29年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計29回、延べ30施設、公安調査官延べ572人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと言え、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>平成29年度は、地域住民との意見交換会の実施回数が51回となり、目標とした45回以上を達成することができた。</p> <p>以上のことから、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。</p> <p>【測定指標 3】</p>	

平成29年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*20}、「内外情勢の回顧と展望」^{*21}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*22}、「世界のテロ等発生状況」^{*23}等を掲載することでホームページの内容を充実させている。

以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したと言える。また、地域住民との意見交換会を繰り返し行ったことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1, 2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後もその恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、過去5年の平均実施回数を上回るよう開催していく。

【測定指標 3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見

1 実施時期
平成30年7月10日

の活用	2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----	-------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 調査用機材の数量や機器の仕様等及び旅費の執行計画や旅費単価の見直しを行い、経費の削減を図った。
----	---

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

- *5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」
 （観察処分）
 第5条 *2参照
 （観察処分の実施）
 第7条 *2参照
 （公安調査官の調査権）
 第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。
- *6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」
 （資料提供等）
 第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。
 2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。
- *7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」
 第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
 テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。
- *8 「カウンターインテリジェンス」
 外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動
- *9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」
 カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。
- *10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」
 2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化
 国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であつて、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。
 2-（2）-② その他の情報収集機能の強化
 我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）
- *11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」
 Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築
 我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。
 （1）-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
 （1）-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
 （2）-② 日本版NCFTA²⁴の創設
 Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等
 良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。
 （1）-② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

- (2) - ① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) - ① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) - ④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) - ① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) - ② 在外公館における警察アタッシェ^{*25}、防衛駐在官等の体制強化
- (5) - ③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) - ⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) - ⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

- (6) - ① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) - ③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) - ① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) - ① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) - ② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) - ② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) - ③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) - ⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) - ⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) - ⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

- 3 大会の円滑な準備及び運営
 - ①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想され

ることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、(中略)、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

3. 消費の活性化

(2) 新しい需要の喚起

③2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と、日本が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

(1) 外交・安全保障

①外交

日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点からソフトパワーも活用して戦略的な外交を強力に展開する。特に、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の具体化、在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化(中略)に積極的に取り組む。

②安全保障

北朝鮮の核・ミサイル開発が新たな段階の脅威となるなど厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、国家安全保障会議(NSC)の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等を大幅に強化し、戦略的かつ体系的な政策を推進する。

(2) 治安、消費者行政

①治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策や組織犯罪対策、カウンターインテリジェンス機能の強化、密輸対策、保護観察の体制整備を

含む薬物対策、性犯罪、ストーカー、配偶者暴力、若年層に対する性的な暴力、特殊詐欺等への対策、不法滞在対策等を推進するとともに（中略）治安や海上保安、司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークの強化を図る。

*16 「サイバーセキュリティ2017（平成29年8月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

3. 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障

3.1. 我が国の安全の確保

(1) 対処機関の能力強化

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

3.2. 国際社会の平和・安定

(3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバー空間における国際テロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

3.3. 世界各国との協力・連携

(カ) 警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*17 「第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）」

（安全と安心の確保）危機管理に万全を期すとともに、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策など、世界一安全・安心な国創りを推し進めます。

（北朝鮮問題への対応）北朝鮮の核・ミサイル開発は、これまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後、最も厳しいと言っても過言ではありません。北朝鮮に、完全、検証可能かつ不可逆的な方法で、核・ミサイル計画を放棄させる。そして、引き続き最重要課題である拉致問題を解決する。北朝鮮に政策を変えさせるため、いかなる挑発行動にも屈することなく、毅然とした外交を展開します。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

さらに、「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)を活用する。同センターでは、11省庁(内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省)の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班(TRT-2)の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。

「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html) を参照。

*21 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*22 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/html>) を参照。

*23 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>) を参照。

*24 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*25 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29-(11))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2)) (評価書135頁)					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,955,521	1,921,948	2,203,085	2,968,253
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,955,521	1,921,948	2,203,085	
執行額(千円)	1,904,401	1,840,414	2,181,249			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)</p> <p>3. 2 横断的サービス改革 2)手続オンライン化の徹底^{*3}</p>					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*4}及び国籍法施行規則^{*5}の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。</p>		
参考指標	実績値	

	25年	26年	27年	28年	29年
1 帰化許可申請数(人)	10,119	11,337	12,442	11,477	11,063
2 帰化許可者数(人)	8,646	9,277	9,469	9,554	10,315
3 帰化不許可者数(人)	332	509	603	607	625
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数(人)	1,030	1,131	1,089	1,033	966

測定指標	平成29年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*6} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,956件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)	2,449	2,327	2,021	2,133	1,956
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数(日)	617	588	605	598	562
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)	10,194	9,959	9,643	9,558	9,524
4 現地指導実施回数 ^{*8} (回)	1,824	1,840	1,796	1,755	1,715
5 現地指導実施率 ^{*9} (%)	96	97	95	93	90

測定指標	平成29年度目標値	達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*10} の向上(大量供託事件 ^{*11} を除外)	対28年度増	おおむね達成

	基準値	実績値				
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	18.1	17.9	17.3	17.7	18.1	18.0
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	96,068	89,805	91,343	87,776	84,043	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標 1, 2, 3 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 目標をおおむね達成することができたことから, 本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成29年の帰化許可者数は, 過去5か年の平均値を大きく上回っており, また, 帰化不許可者数についても, 過去最高となっている。このように, 平成29年における帰化許可・不許可者数はいずれも高水準であったが, 仮装婚姻や不法就労等, 国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いのある帰化許可申請については, 関係機関と相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で, 適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また, 国籍取得届についても, 虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり, 慎重な審査を行った。</p> <p>さらに, 適正・厳格な処理に資するため, 戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し, 国籍事務に係る問題点等について協議するとともに, 本省及び法務局・地方法務局における研修や外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い, 調査担当者の能力向上を図った。</p> <p>以上から, 目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は, 平成29年度は1,956件であり, 前年度と比較すると177件減少した。このうち, 涉外事件^{*12}に係るものは, 929件(前年度は1,027件)である。</p> <p>平成29年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は, 前年度から減少しているものの, 複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては, 国際的な人的交流が活発化したことに伴い, 複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p>	

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成29年度における延べ実施日数が562日であり、前年度と比較すると、36日減少し、延べ受講者数も9,524人と前年度より34人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の9割以上と高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。

【測定指標3】

平成29年度においては、目標とする前年度の利用率（18.1パーセント）をわずかに下回っているものの、おおむね達成できたものと評価することができる。

以上から、目標はおおむね達成することができたといえる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年の、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化や、我が国の国際化に伴う中国、東南アジア諸国及び中南米を中心とした訪日外国人の増加等を背景に、複雑・多様化している。これに伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を具備していない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取得届等、慎重な調査を要する申請等の件数が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、事務担当者打合せ会、研修等の実施や情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考えられる。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、平成29年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを図るほか、事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」などの指摘を受けたところ、システムの機器等借料及び消耗品費等について、執行実績を踏まえた見直し等を行うことにより、約82百万円を節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 戸籍副本管理システム機器等の借料について再リースを行い、経費の縮減を図った。 また、供託手続については、印刷製本費について、執行実績等を踏まえた見直し等を行</p>
-----------	---

	い、経費の節減を図った。
--	--------------

担当部局名	民事局民事第一課、商事課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。)をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法(昭和22年法律第224号)第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)

3. 2 横断的サービス改革

2) 手続オンライン化の徹底

ア. 行政サービスの利便性向上

業務改革(BPR)を徹底する過程で把握した利用者のニーズを踏まえ、行政サービスの利便性の向上を図る。

各府省は、一つ一つの手続について、オンラインで行う場合と書面で行う場合の実態を把握した上でオンライン利用のインセンティブを付与するなど、オンライン利用の利便性向上に取り組む。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法(昭和25年法律第147号)第3条の国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足る書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数(オンライン申請と書面申請電子納付の合計)を供託事件総数で割った率(大量供託事

件を除外)

*11「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件、平成27年度において、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が43,169件、平成28年度において、著作権法等に基づく大量供託が150,693件、平成29年度において、著作権法等に基づく大量供託が139,832件あった。

*12「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29- (12))

施策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理 (政策体系上の位置付け：IV-11-(1)) (評価書142頁)					
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。					
達成すべき目標	国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門が実施している予防司法支援制度 ¹⁾ を積極的に利用させる。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,826,542	1,838,257	1,891,119	1,900,192
		補正予算(b)	19,079	0	0	—
		繰越し等(c)	1,749,132	25,624,340	1,305,464	
		合計(a+b+c)	3,594,753	27,462,597	3,196,583	
執行額(千円)	3,487,248	27,321,094	3,069,891			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号 ²⁾ ○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項、第7条 ³⁾ ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日) ⁴⁾					

測定指標	目標(平成26年度～平成29年度)	達成
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にある。</p> <p>「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。</p> <p>事務合理化機器である「テレビ会議装置」は平成28年1月に本省、法務局及び地方法務局の全庁(51庁)に拡大したところ、前年度に比較して、利用回数及び延べ利用時間のいずれも増加している。</p>		

参考指標		実績値				
1 研修		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	132	180	163	220	198
	延べ日数（日）	255	323	302	356	364
	参加人数（人）	2,834	3,964	3,800	5,152	4,465
2 打合せ会等		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	123	142	146	146	160
	延べ日数（日）	153	167	160	161	173
	参加人数（人）	3,796	3,619	3,238	3,258	4,003
3 テレビ会議装置		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	利用回数（回）	637	836	1,477	2,091	2,234
	延べ利用時間（時間）	1,177	1,544	2,109	5,148	6,412
	導入庁数（庁）	25	25	51	51	51

※平成27年度（H28.1）に全庁（51庁）に拡大。

測定指標	目標（平成26年度～平成29年度）	達成
2 予防司法支援制度の積極的利用の促進	予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

予防司法支援事件（法律意見照会事件）は、前年度に比較して、大きく増加している。
 なお、法律意見照会制度は、予防司法支援制度に発展的に解消され、法律意見照会事件は、平成29年4月1日から予防司法支援事件に呼称が改められた。
 打合せ会等での説明は、前年度に比較して、減少しているが、平成25年度以降、全体として横ばいである。また、出向いての説明は、前年度に比較して、増加している。

参考指標		実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1	予防司法支援事件（法律意見照会事件）数（件）	2,150	2,157	2,200	2,413	3,846
2	行政機関等に対する予防司法支援制度（法律意見照会制度）の周知状況					
	打合せ会等での説明（回）	79	83	85	87	83
	出向いての説明（回）	378	368	453	383	716
	合計	457	451	538	470	799

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも「(目標を) おおむね達成」であることから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足）	<p>【測定指標1】</p> <p>訟務担当者の能力向上を目的とする研修及び訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間での協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることを目的とする打合せ会等を継続的に実施しているところ、各参考指標に係る実績値について、平成29年度の「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にあり、同「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。</p> <p>また、各法務局において実施している訟務新任研修のアンケート集計結果（平成29年度）は、「とても有意義であった」（68.9%）及び「有意義であった」（30.4%）を合わせると99.3%となっており、訟務担当者の能力向上が図られたといえる。</p> <p>事務処理の効率化を目的とする事務合理化機器の積極的利用を推進し、平成28年1月に「テレビ会議装置」を全庁（51庁）に設置したところ、平成29年度における利用回数及び延べ利用時間のいずれも、前年度に比して増加している。同装置の利用により、訟務担当者間において、打合せのための出張をすることなく、遠隔地における複数の部署をつないだ会議や必要に応じた迅速な意見交換を行うことにより、事務処理の効率化を図った。</p> <p>以上のような取組を行った結果、各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図ること及び事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図るという目標はおおむね達成できたといえる。</p> <p>【測定指標2】</p>

予防司法支援制度について、関係行政機関に対して継続的に周知活動を行った結果、平成29年度の予防司法支援事件数は、前年度を大きく上回っている。

これは、予防司法支援制度に対する行政機関の認知度が向上し、今まで以上に他の行政機関との連携が緊密となったことによるものと考えられる。

以上のような取組を行った結果、予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図るという目標はおおむね達成できたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「訟務事件の適正処理」においては、前記のような各取組に加え、法務省、法務局及び地方法務局において、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報を掲載したデータベースや法律文献を整備するなど執務環境を整え、さらに、法律意見照会制度における回答事例集などの訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行っている。また、国の主張が国民に正しく理解されるよう、主な訴訟における国の主張の概要、最近の主な判決の結果を法務省ホームページに掲載し、広く一般に情報を発信しているところである^{*5}。加えて、予防司法支援制度の活用により、国を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まったほか、訴訟が提起された場合における訴訟の処理の適正・迅速化に資するものとなっている。

その結果、国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているものの、地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年継続して80パーセントを超えており、平成29年度は85.9パーセントとなっている。

以上のことから、同達成手段によって、国の訴訟対応がより迅速に行われたことが一定の効果を上げ、有効に寄与したものとする。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

本施策について達成すべき最終目標は、訴訟当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することである。この点、具体的な訟務事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張・立証に努めることが訟務組織に期待されている。また、裁判の迅速化に関する法律により、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も当事者としてこの責務を全うする必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標 1, 2】

引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実強化を図ることとする。また、予防司法支援制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日） ・「テレビ会議システム使用実績調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日） ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成28年6月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日） ・「法律意見照会事件数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成29年5月作成，対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日） ・「予防司法支援事件数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日） ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日）
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>諸外国における調査回数の見直しを行い，経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	訟務局訟務企画課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「予防司法支援制度」

訟務局，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において，各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について，当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり，助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか，訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。なお，法律意見照会制度は，予防司法支援制度に発展的に解消され，法律意見照会事件は，平成29年4月1日から予防司法支援事件に呼称が改められた。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は，前条第一項の任務を達成するため，次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*3 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は，第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ，その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として，充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者，代理人，弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は，可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう，手続上の権利は，誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は，当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

- *5 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html) 及び「最近の主な判決一覧」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html) において掲載している。

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29- (13))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け：V-12-(1)) (評価書149頁)					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、偽装滞在者²への対策を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,536,495	19,672,612	21,321,838	23,004,877
		補正予算(b)	2,529,052	4,090,914	2,256,789	—
		繰越し等(c)	△1,877,804	1,225,711	△1,313,441	/
		合計(a+b+c)	21,187,743	24,989,237	22,265,186	
執行額(千円)	20,646,370	23,647,623	21,623,725			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)^{*3} ○観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)^{*5} 					

測定指標	平成29年度目標値					達成
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対28年度増(29年1月～3月)					達成
	基準値	実績値				
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	72(注)	—	—	—	72(注)	76

(注) 平成29年1月から3月までの実績値

測定指標	平成29年度目標値					達成
2 在留資格取消件数(件) ※各年末現在	対28年度増					達成
	基準値	実績値				

	28年	25年	26年	27年	28年	29年
	294	269	286	306	294	385
参考指標	実績値					
1 中長期在留者 ^{*6} 数（人）※各年末現在	25年	26年	27年	28年	29年	
	1,693,224	1,763,422	1,883,563	2,043,872	2,232,026	
2 不法残留者数（人）※各年1月1日現在	25年	26年	27年	28年	29年	
	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び2はいずれも目標を達成することができた。</p>
	施策の分析	
	<p>（達成手段の有効性、効率性等）</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」、⑤「バイオメトリクスシステム^{*7}の維持・管理」、⑥「出入国審査システム^{*8}の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート^{*9}の導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化をした結果、入国審査待ち時間20分以内達成率は前年度を上回ったことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成28年に引き続き、平成29年7月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、同年12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在対策に資する事実の調査^{*10}に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在対策としての在留資格取消業務に活用している。</p> <p>また、平成29年においては、出入国管理及び難民認定法を改正し、同年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたほか、在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができることとし、在留資格の取消しのための体制が強化されている。</p> <p>これらにより、前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ、在留資格取消件数も前年を91件上回ったことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p>	

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現に加え、安全・安心な社会の実現のため、平成30年度事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり目標を設定し、各取組を推進していくこととしている。

【測定指標1】 入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内の上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組¹¹は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしている。

【測定指標2】 在留資格取消件数

平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から在留資格取消事由の新設及び在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うこととなり、在留資格取消しのための体制を強化したこと、また、情報収集・分析結果の活用により、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」 (入国管理局入国在留課, 対象期間: 平成25年1月1日～平成29年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」 (第6次出入国管理政策懇談会, 平成25年5月20日) ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会, 平成26年12月26日) ・「第5次出入国管理基本計画¹²」(法務省, 平成27年9月15日)
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>システム機器について、リース契約の期間満了後もその契約を延伸することによって、借料の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、いわゆる偽装滞在者（*2参照）も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*3 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第7項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*4 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。
- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。
- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。
- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。
- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。
- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。
- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。
- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在外者・偽装滞在外者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在外者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在外者対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在外者対策、偽装滞在外者対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*8 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*9 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を事前取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*11 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html）。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に入陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*12 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、諸外国の取組状況をも参考にしながら、顔認証技術の導入について速やかに検討を行っていくこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在者対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html）を参照。

平成29年度政策評価書要旨

(法務省29- (14))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-13-(2)) (評価書156頁)					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上、人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	212,468	225,931	258,298	301,814
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	212,468	225,931	258,298	
執行額(千円)	195,393	204,765	225,739			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）^{*4} ○インフラシステム輸出戦略（平成29年5月29日改訂）^{*5} ○未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）^{*6} ○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）^{*7} ○知的財産推進計画2017（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）^{*8} ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*9} ○日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）^{*10} 					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上、人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		

日本を含む45の国と地域から、205名の刑事司法実務家を招へいし、計11回の国際研修・セミナー等を実施した。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、ベトナムのハノイにおいて、ベトナム最高人民検察院との共催により、「第11回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、26の会議に45名が参加した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 国際研修の実施件数（回）	7	6	10	11	11
2 国際研修への参加人数（人）	118	149	193	218	205
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略				
4 国際会議への参加回数（回）	13	9	16	23	26
5 国際会議への参加人数（人）	15	16	27	34	45

測定指標	平成29年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、インドネシア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、平成29年度は、訴訟外紛争解決手続（ADR）をテーマとして、新たにバングラデシュに対する研修を開始したほか、知的財産分野の支援の一環として、国連の専門機関であるWIPO（世界知的所有権機関）日本事務所からの要請を受けて、ラオスの裁判官に対する知的財産制度をテーマとした研修を実施するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	9	11	16	14

2	国際研修への参加人数（人）	121	122	162	237	206	
3	国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略					
4	法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	7	11	13	16	26	
5	法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	25	28	22	31	46	
6	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	27	22	22	35	21
		派遣件数(回)	26	21	23	33	22
7	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	30	28	30	41	28
		派遣人数(人)	29	27	31	39	29
8	国際専門家会議の開催回数（回）	1	1	1	1	1	
9	国際専門家会議への参加人数（人）	155	174	176	164	159	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標 1, 2 については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、アンケート調査の結果、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても96パーセントを超えており、非常に有効であった。 東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した9か国の実務家及び共催したベトナム最高人民検察院との緊密な関係を構築すること	

ができた。

国際研修・セミナー等では、日本を含む45の国と地域から計205名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績を上回った。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【参考指標 1ないし3について】

国際研修・セミナー等を計11回205人に対して実施し、各研修参加者の研修に対する満足度（各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合）はいずれの質問項目においても、96パーセントを超えており、特に、「全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。」「グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。」という質問項目については、ほぼ全ての回答者が「非常に有益であった。」又は「有益であった。」と回答している。

【参考指標 4及び5について】

国際会議への参加状況については、参加回数、及び参加人数共に、前年を上回り、過去5年間で最多となっている。

【測定指標 2】

平成29年度の国際研修の実施件数及び参加人数は、参考指標 1 及び 2 のとおり、いずれも前年度の実績を下回る結果となっているが、これは、もともと実施を予定していた研修の件数が少なかったのではなく、支援対象国側の事情等により、研修の実施が見送られたものがあること等によるものである。それを除けば、過去5年間で最多となった前年度と同規模で研修を実施することができている。

また、専門家の派遣依頼件数及び人数についても、参考指標 6 及び 7 のとおり、過去5年で最多となった前年度を下回っているものの、参考指標 4 の法整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数が過去5年間で最多となっている。これは、当省と連携して法制度整備支援活動を行っている独立行政法人国際協力機構（JICA）からの派遣依頼を受けるまでもなく、当省として積極的に支援対象国へ職員を派遣して、情報収集を行うとともに、現地セミナーへの参加を行うことにより、現地における支援活動に従事した結果である。

諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標 5 のとおり前年度の実績を大幅に上回り、過去5年間で最多になっている。

また、国際専門家会議の参加人数についても、参考指標 9 のとおり、前年度の実績を若干下回ったものの、依然として多くの参加人数を確保している。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査の結果、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントとなっており、研修対象国の立法技術向上及び法曹人材育成強化が将来的に大いに期待できる結果となっている。

法制度整備支援の対象国と概要は、「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページに掲載したとおり¹¹である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、我が国の法制度整備支援の特徴として、日本の法制度を押しつけるのではなく、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を

行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や我が国との共同研究における招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び法曹人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とし、加えて、知的財産権保護法制支援の観点から、支援対象国において知的財産分野を取り扱う職員等も参加者とした。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国際会議への積極的な参加等によって、最新の国際動向等の把握並びに刑事司法関係機関及び専門家とのネットワークの強化を図り、国連の重要施策や開発途上国のニーズを参加国の選定や主要課題の設定に反映させたほか、同課題に係る情報収集、研究及び適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標 2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

また、毎年開催している国際専門家会議において、法制度整備支援の専門家の意見を取り入れ、法制度整備支援の在り方を検証すること等により、現状に満足することなく、常により有効かつ効率的な支援が行えるように努めている。

法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めるとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。

さらに、平成28年度の行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、平成29年度も引き続き法制度整備支援事業を推進すべく、JICAプロジェクト^{*12}における成果目標や指標等の適正な設定に努めるとともに、関係省庁・組織との連絡会合等を通じて情報共有・連携を強化することにより、法務省のみならず、オールジャパン体制で、より効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な達成手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、本施策の目標である支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標 1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定に基づき、持続可能な開発のための2030アジェンダ並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするるとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

【測定指標 2】

日本の法制度整備支援については、現在、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」の下で戦略的かつ積極的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進（そのための海外におけるビジネス環境の整備）が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、本施策の目標である支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものである。

法務省としては、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、目標達成のために積極的な支援を行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズを的確に把握し、知的財産を始めとする専門分野等の新たなニーズにも対応したテーマを選定するとともに、研修参加者へのアンケート結果を適切に把握することにより、より効率的な支援を継続実施することとする。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 支援対象国に対する法制度整備支援については、官房国際課が新設されたこともあり、法務省がオールジャパン体制の司令塔を担うことを想定しているのか。 〔反映内容〕 平成30年4月、戦略的な法制度整備支援の更なる推進を含む法務行政の国際的な課題に総合的、戦略的に対処していくための司令塔機能を担う存在として官房国際課が新設されたところ、法務省は、JICA及び外務省との間で法制度整備支援に関する戦略協議会を開催し、より緊密に関係機関との連携を強化するための取組を行っている。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。</p>
----------------------------------	---

報			
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 旅費の執行計画の見直しを行い、経費の削減を図った。		
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	政策評価実施時期	平成30年 8月

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「『世界一安全な日本』創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略（平成29年度5月29日改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）」

未来投資戦略2017における鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、

「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として法制度整備支援や人材育成等を推進していくことが明記されている。

さらに、中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境（中略）を行う。」とされている。

また、治安・司法・危機管理等の確保の取組の一つとして「日本型司法制度の強み等を重要なソフトパワーとし、コンGRESS2020開催に向け、司法分野における国内外の取組を総合的・戦略的に推進する。」とされている。

*8 「知的財産推進計画2017（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）」

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」こととされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」こととされている。

*9 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）」

東京にて開催された第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

*11 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

*12 「JICAプロジェクト」

政府開発援助（ODA）を実施する機関である独立行政法人国際協力機構（JICA）が開発途上国に対して一定の期間実施する技術協力事業（専門家の派遣，研修員の受入れ，機材の供与）であり，法務省は，法制度整備支援に関する同事業につき，専門家派遣，研修の企画・実施，調査等において協力している。

平成29年度政策評価書要旨

（法務省29-（16））

評価実施時期：平成30年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（郡山第2法務総合庁舎整備等事業） (評価書199頁)	政策体系上の位置付け (VII-14-(2))
施策の概要 (事業の概要)	<p>司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。</p>	
予算額	平成21～23年度予算額：1,045,269千円	評価方式 事業評価方式
施策評価の結果の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 事業は総額約10億円で平成21年度から平成23年度にかけて実施し、平成23年度に完成した。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性、保安性及び耐用・保全性について特に充実した取組（各評価A）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上、上記より、事業の目的を果たしていると判断できる。 	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----